

黒石団地区自治会の防犯カメラに関する運用指針

(目的)

第1条 この運用指針は、黒石団地区自治会（以下本自治会と呼ぶ）において、防犯カメラを設置および運用するにあたり、必要な条項を定めることにより、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を図り、本自治会員の安全安心を確保し、プライバシーを保護することを目的とする。

(管理者の選任)

第2条 防犯カメラの管理者は、本自治会区長とする。

2 管理者は、防犯カメラによる特定の個人を識別できる画像の漏えい、滅失またはき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じるものとする。

(防犯カメラの設置目的と設置場所)

第3条 本自治会が設置する防犯カメラは、本自治会内及び周辺地域の犯罪の予防を目的とし、当該目的を達成するために必要な限度において、設置するものとする。

(防犯カメラの設置に関する措置)

第4条 管理者は、防犯カメラを設置するに際して、次の措置を講じなければならぬ。

(1) 防犯カメラについて、その設置目的を達成するために必要な限度の範囲がその撮影対象区域となるように調整し運用する。

(2) 防犯カメラの犯罪抑止効果の増大と、施設等利用者のプライバシー保護の観点から、設置区域内の見やすい場所に、次の事項を容易に視認できる方法により表示（または必要に応じ防犯カメラ設置（作動中）の有線放送等を）するものとする。

A「防犯カメラ設置中」の表示
イ管理者の表示

(運用責任者等の指定)

第5条 管理者は、防犯カメラを運用するにあたっては、その適切な管理および利用を図るため、副区長を運用責任者として指定するものとする。

2 管理者および運用責任者は、必要に応じて画像記録装置の操作を行う者を指定し、指定された者以外の操作を禁止する。

(画像の保存および取扱い)

第6条 防犯カメラの画像の保存等に関する取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 画像は撮影時の状態のまままで保存することとし、加工してはならない。
(2) 画像の保存期間は秒4コマ・10日とし、その期間を経過した画像は自動的に上書きによって消去されるものとする。ただし、法令等に基づく場合および捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合はこの限りでない。

(3) 記録媒体を廃棄する場合は、破砕等により確実に廃棄処分を行う。
(4) 防犯カメラにより知り得た情報は、みだりにこれを漏らしてはならない。

(画像の利用および提供の制限)

第7条 画像は、次に掲げる場合を除き、利用目的以外の目的に利用し、または他に提供してはならない。

(1) 法令等に基づく場合
(2) 個人の生命、身体または財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合
(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

(苦情の処理)

第7条 管理者は、当該防犯カメラの設置、運用に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

附則

この運用指針は、平成24年3月1日から施行する。